

○金融庁告示第十号

公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）第九十六条の規定に基づき、組織的な運営に関する原則を次のように指定し、令和五年四月一日から適用する。

令和五年一月二十五日

金融庁長官 中島 淳一

公認会計士法施行規則第九十六条に規定する金融庁長官が指定するものは、金融庁のウェブサイトにおいて公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）とする。